

速報！平成31年度税制改正

知っておきたい重要ポイントをズバリ解説！



ひかりアドバイザーグループ

ひかり税理士法人

【ご注意】本レジュメは、2018年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」をもとに作成しており、法律として確定したものではありません。対策の立案・実行は専門家にご相談の上、ご自身の責任において実施して頂きますようお願いいたします。

目次

【第1章 個人所得課税】

- 1-1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設
- 1-2 空き家に係る譲渡所得の3,000万円 特別控除の見直し
- 1-3 NISA及びジュニアNISAの年齢要件の引下げ、
転勤等一時出国の場合のNISA口座の継続
- 1-4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設
- 1-5 ふるさと納税制度の見直し
- 1-6 個人が保有する仮想通貨の評価方法の明確化
- 1-7 源泉徴収票や支払通知書等の添付又は提示の不要
- 1-8 未婚ひとり親の個人住民税の非課税措置
- 1-9 国民健康保険税の見直し

【第2章 資産課税】

- 2-1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設
- 2-2 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設
- 2-3 小規模宅地等の特例の見直し
- 2-4 教育資金の一括贈与非課税制度の見直し
- 2-5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し
- 2-6 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- 2-7 民法改正に合わせた、未成年者要件の変更
- 2-8-1 民法(相続関係)の改正に伴う配偶者居住権等の評価方法、
特別寄与料の取扱い
- 2-8-2 民法(相続関係)の改正に伴う配偶者居住権等の評価方法、
特別寄与料の取扱い

【第3章 法人課税】

- 3-1-1 イノベーション促進のための
研究開発税制の見直し(大企業)
- 3-1-2 イノベーション促進のための
研究開発税制の見直し(中小企業者等)
- 3-1-3 イノベーション促進のための
研究開発税制の見直し(オープンイノベーション型)
- 3-2-1 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例延長
- 3-2-2 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長
- 3-3 中小企業向けの各租税特別措置等における
みなし大企業の範囲の見直し
- 3-4 地方法人課税における新たな偏在是正措置
- 3-5 特別法人事業税（仮称）及び
特別法人事業譲与税（仮称）の創設
- 3-6 法人税法における仮想通貨の評価方法の見直し

【第4章 消費課税】

- 4-1-1 自動車税の見直し
- 4-1-2 自動車取得税の見直しと廃止、環境性能割の導入
- 4-1-3 自動車重量税等のエコカー減税の見直しと延長
- 4-1-4 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の見直し
- 4-2 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
- 4-3 金地金等の密輸に対応するための消費税における
仕入税額控除の見直し

【第5章 納税環境の整備】

- 5-1 マイナンバーの効率的な運用
- 5-2 情報照会手続きの整備



第 1 章 個人所得課稅

第 2 章 資產課稅



1-1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

〈改正の背景〉

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいと考えられます。消費税率の引き上げに際して、**住宅についても、今年10月1日以降の購入等について、メリットが出るよう施策を準備するという政府の方針により**、需要変動の平準化、景気変動の安定化のために必要となる対策として、下記のとおり特例が創設されます。

〈特例の概要〉

消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、住宅ローン減税が拡充されます。

○現行の住宅ローン減税について、控除期間を**3年間延長（10年→13年）**

○適用年度の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高（4,000万円※を限度）×1%
- ・建物購入価格（4,000万円※を限度）×2%÷3

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合

借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

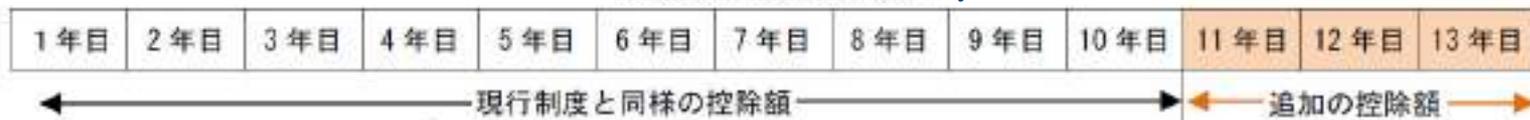
○消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、**2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合が対象。**

- ・入居11~13年目についても、所得税から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税から控除。
- ・入居1~10年目は現行制度通り税額控除。

最大で400万円～500万円の減税

最大で80万円～100万円の追加減税

〈特別控除の特例〉



居住開始：2019年10月1日から2020年12月31日



1-2 空き家に係る譲渡所得の3,000万円 特別控除の見直し



〈改正の概要〉

現行制度では、特例の対象となる空き家は**相続開始直前まで被相続人の居住の用に供されている**ことが要件でした。このため、被相続人が要介護状態となり老人ホーム等へ入所したまま亡くなった場合には、たとえ被相続人の自宅が空き家になっていてもこの特例を受けることができませんでしたが、改正案では**被相続人が老人ホーム等に入所していた場合**でも、以下の追加要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始直前において被相続人の用に供されていたものとして、この特例を適用できるようになります。

(1)被相続人が老人ホーム等に入居していた場合も一定の要件を満たす場合に限り適用対象

適用要件	内 容
居住要件	<p>次の①及び②の要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとする。</p> <p>①被相続人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する要介護認定等を受けていること ・相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと <p>②被相続人の居住家屋について、被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続開始の直前まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人による一定の使用がなされていること ・事業の用、貸付の用、被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

(2)適用期限の延長

空き家にかかる譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の適用期限が**4年間延長**される。

(注)上記の改正は、2019年4月1日から2023年12月31日までに行う譲渡。



1-3 NISA及びジュニアNISAの年齢要件の引下げ、

転勤等一時出国の場合のNISA口座の継続



1. 居住者等の一時的な出国におけるNISA口座の継続利用

改正前のNISA（一般NISA、つみたてNISA）口座は、居住者等が海外転勤等により一時的に出国する場合、NISA口座から課税口座へ移管しなければならなかったが、改正案では**居住者等がその出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出することで**、その出国時から**帰国届出書を提出する日**または**当該継続届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日（注）**のいずれか早い日までの間は居住者等に該当する者とみなして**引き続きNISA口座を利用**できるようになる。



（注）1 国外転出する場合の譲渡所得等の特例（国外転出時課税）の対象となる者は「継続適用届出書」を提出できない。

2 「帰国届出書」を提出する日までは、上場株式等を受け入れることができない。

3 継続届出書を提出した者が、当該届出書を提出した日から5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書を提出しなかった場合には、同日においてその者が「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなす。

2. 成年年齢の引き下げに伴う、NISAおよびジュニアNISAの年齢要件の引き下げ

2022年4月1日に施行される成年年齢の引き下げの民法改正に伴い、NISA口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において**18歳以上（改正前：20歳以上）へ引き下げる**。また、同様にジュニアNISA口座の開設をすることができる年齢要件をその年1月1日において**18歳未満（改正前：20歳未満）へ引き下げる**。



1-4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、**国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み**として創設されました。

森林環境税は、国民から税を徴収する**森林環境税（仮称）**と、これを森林の整備等に使う**森林環境譲与税（仮称）**という2つの税から構成されます。

林野庁制度設計イメージ抜粋





1-5 ふるさと納税制度の見直し

1. 改正の概要

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう**、個人住民税における都道府県又は市区町村(以下「都道府県等」という。)に対する寄附金に係る寄附金控除額について見直しが行われる。

ふるさと納税(特例控除)の対象とする都道府県等の指定

- ①総務大臣は、以下の基準に適合する都道府県等をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。
 - イ. 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ロ. イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等
 - (イ)**返礼品の返礼割合を3割以下とすること**
 - (ロ)**返礼品を地場産品とすること**
- ②その他
 - イ. ①の基準は総務大臣が定める。
 - ロ. 指定は、都道府県等の申出により行う。
 - ハ. 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなつたと認める場合には、指定を取り消すことができる。
 - ニ. 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - ホ. 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
 - ヘ. その他所要の措置を講ずる。

2. 適用時期

2019年6月1日以後に支出された寄附金について適用される。



1-6 個人が保有する仮想通貨の評価方法の明確化



【概要】仮想通貨の取得価額を、**移動平均法**又は**総平均法**により算出することが**法令上明記**されます。

	改正前	改正案
仮想通貨の取得 価額の算出方法	<p>法令上の記載なし。</p> <p>※「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（2017年12月1日公表）によると、 ①同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の当該仮想通貨の取得価額の算定方法としては、移動平均法を用いるのが相当であり、 ②継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えない。</p>	<p>所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は、移動平均法又は総平均法により算出した取得価額をもって評価した金額とする。</p>

- 国税庁のHP・『仮想通貨関係FAQ』の公表について(2018年11月)に、**仮想通貨の計算書** (xlsx) が公表されています。

【適用時期】 税制改正大綱には明記されていません。



1-7 源泉徴収票や支払通知書等の添付又は提示の不要

【概要】これまで確定申告書への添付、又は確定申告書等の提出の際提示が必要だった以下の書類について、**添付又は提示が不要**となります。

	書 類 名
1	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
2	オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
3	配当等とみなす金額に関する支払通知書
4	上場株式配当等の支払通知書
5	特定口座年間取引報告書
6	未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
7	特定割引債の償還金の支払通知書
8	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

【適用時期】 **2019年4月1日以後に提出する確定申告書等について適用**する。



1-8 未婚ひとり親の個人住民税の非課税措置



子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親が個人住民税の非課税措置の対象に加わります。

個人住民税の非課税措置の追加対象者

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>いわゆるひとり親について、以下の要件を満たす者を追加</p> <p>① 児童扶養手当の支給を受けている児童（※1）の父または母 （事実婚状態でないことを確認した上で支給されるもの） （※1）「児童」は、父または母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が48万円（給与収入ならば103万円）以下であるものとする。</p> <p>② 現に婚姻をしていない者または配偶者（※2）の生死の明らかでない者 （※2）「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする（現行は、民法上の配偶者と離婚もしくは死別、または配偶者の生死の明らかでない者のみ）。</p> <p>③ 前年の合計所得金額が135万円（給与収入ならば約204万円）以下</p>
<p style="text-align: center;">適 用 時 期</p>	<p>2021年度分以後の個人住民税について適用</p>

「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正において検討し、結論を得る。」と大綱に明記。

1-9 国民健康保険税の見直し

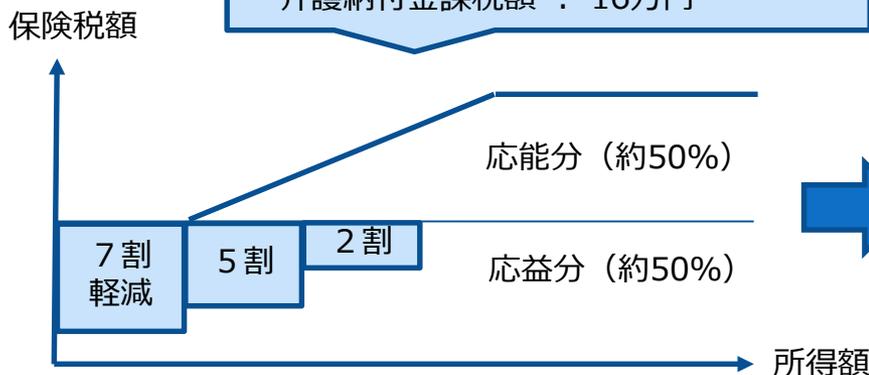


〈見直しのポイント〉～改正時期は明記されていないが、2019年度（2019年度）から適用予定

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を**61万円（現行：58万円）**に引き上げる。→高所得者の負担増
- (2) 減額の対象となる所得の基準については次のとおりとする。→2割、5割軽減対象者の増
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を**28万円（現行：27.5万円）**に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得に算定において被保険者の数に乗すべき金額を**51万円（現行：50万円）**に引き上げる。

制度の内容 現行

【現行】課税限度額
 基礎課税額：**58万円**
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円

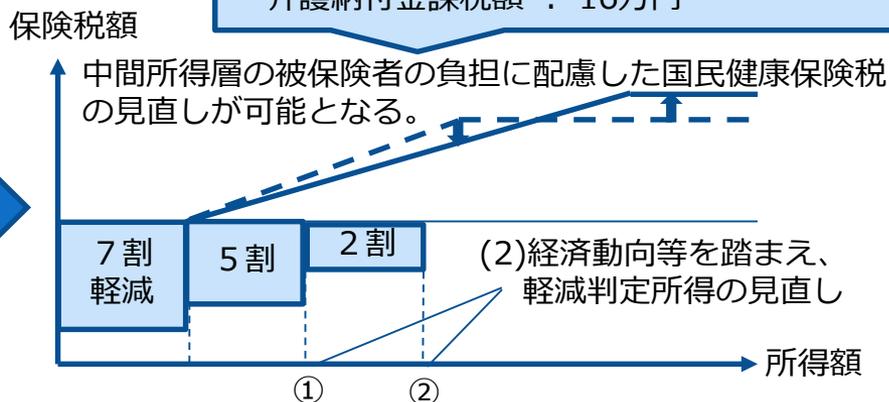


【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数※)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数※)

改正後

(1) 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
 基礎課税額：**61万円**
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **28万円** × (被保険者数※)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **51万円** × (被保険者数※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

2-1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設



認定相続人が、**2019年1月1日から2028年12月31日までの間**に相続等により個人事業者の「特定事業用資産」を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その取得した事業用資産の課税価格に対応する**相続税の納税を猶予**するという制度が創設されました。その要件等は以下のようになります。

項目	内容
納税猶予対象資産 (特定事業用資産)	被相続人の事業（ 不動産貸付業等を除く ）の用に供されていた次の資産 ① 土地（面積 400 m ² までの部分に限る） ② 建物（床面積 800 m ² までの部分に限る） ③ 建物以外の一定の減価償却資産（※1）で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予税額	担保提供を条件に、特定事業用資産の課税価格（※2）に対応する相続税の 全額 を猶予
被相続人の要件	相続開始前に青色申告の承認を受けていること
相続人の要件	① 認定相続人（承継計画に記載された後継者であって、経営承継円滑化法の認定を受けた者）であること ② 相続開始後に青色申告の承認を受けていること
承継計画の提出	2019年4月1日から2024年3月31日までの間 に都道府県に対して承継計画（※3）の提出が必要
猶予税額の納付	① 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付 ② 特定事業用資産の譲渡等をした場合には、譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付 なお、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について法定申告期限からの利子税を併せて納付する。
猶予税額の免除	① 認定相続人が、(イ)死亡の時まで特定事業用資産を保有し事業を継続した場合、(ロ)一定の身体障害者等に該当した場合、(ハ)破産手続開始の決定があった場合、及び(ニ)相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度(後述2-2)の適用を受ける場合は、 全額 免除 ② (イ)同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合、(ロ)民事再生計画の認可決定等があった場合、(ハ)経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をする場合は、 一部 免除
特定事業用資産の現物出資	相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合において、認定相続人がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を 継続
継続届出書の提出	税務署長に対し相続税の 申告期限から3年毎 に継続届出書の提出が必要
小規模宅地等の特例の適用	特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用は 不可

- (※1) 固定資産税の課税対象となっているもの、又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの、その他これらに準ずるものに限る。
 (※2) 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする。
 (※3) 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画をいう。



2-2 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設



制度の概要、猶予税額の納付、免除等については、**2-1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設と同様**。贈与税の納税猶予制度**特有の論点**は以下となります。

① 認定受贈者の要件

20歳（2022年4月1日以後の贈与については18歳）以上である者に限ります。

② 贈与者死亡時の相続税の計算と相続税の納税猶予制度の適用

贈与者の死亡時には、特定事業用資産（※）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、特定事業用資産を贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。
その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができます。

※ 既に納付した猶予税額に対応する部分を除きます。

③ 相続時精算課税制度の適用対象者の拡大

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合において、認定受贈者が贈与者の直系卑属である**推定相続人以外の者**であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。



2-3 小規模宅地等の特例の見直し



小規模宅地等の特例のうち特定事業用宅地等の適用範囲の適正化が行われます。

見直し内容	改正前	改正案	適用時期
特定事業用宅地等の範囲	被相続人等の事業の用に供された宅地等	改正前の範囲から下記を適用外とする 相続開始前3年以内 に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）	2019年4月1日以後の相続又は遺贈に適用※

(※) 同日前から事業の用に供されている宅地等には適用しない。



2-4 教育資金の一括贈与非課税制度の見直し



祖父母等から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上で、適用期限が**2021年3月31日まで2年間延長**されます。

	改正前	改正後	改正内容
1.所得制限	なし	あり	所得格差の拡大を防ぐため、贈与者が資金を拠出した年の前年の受贈者の 合計所得金額が1,000万円を越える 場合には、適用を受けることができません。 ※2019年4月1日以後に拠出される資金について適用されます。
2.教育資金の範囲	年齢制限なし	一部年齢制限追加	23歳以上 の孫等について、学校等以外の者（習い事など）に支払われる金銭については適用できません。 ただし、 <u>(A)教育訓練給付金の支給対象となるもの</u> については適用できます。 ※2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。
3.贈与者死亡時	相続時点の残額は相続税に含まれない	条件付きで相続税に加算	贈与から3年以内 に祖父母等が亡くなった場合、孫等が 23歳以上 であれば贈与の残額を相続財産に加算（在学中や <u>(A)</u> を受講している場合を除く） ※2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用されます。ただし、同日以前に行った贈与を含まないものとします。
4.終了年齢	30歳まで	最大40歳まで	教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中等であることを条件に 40歳まで引き上げ られます。 ※2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用されます。



2-5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し

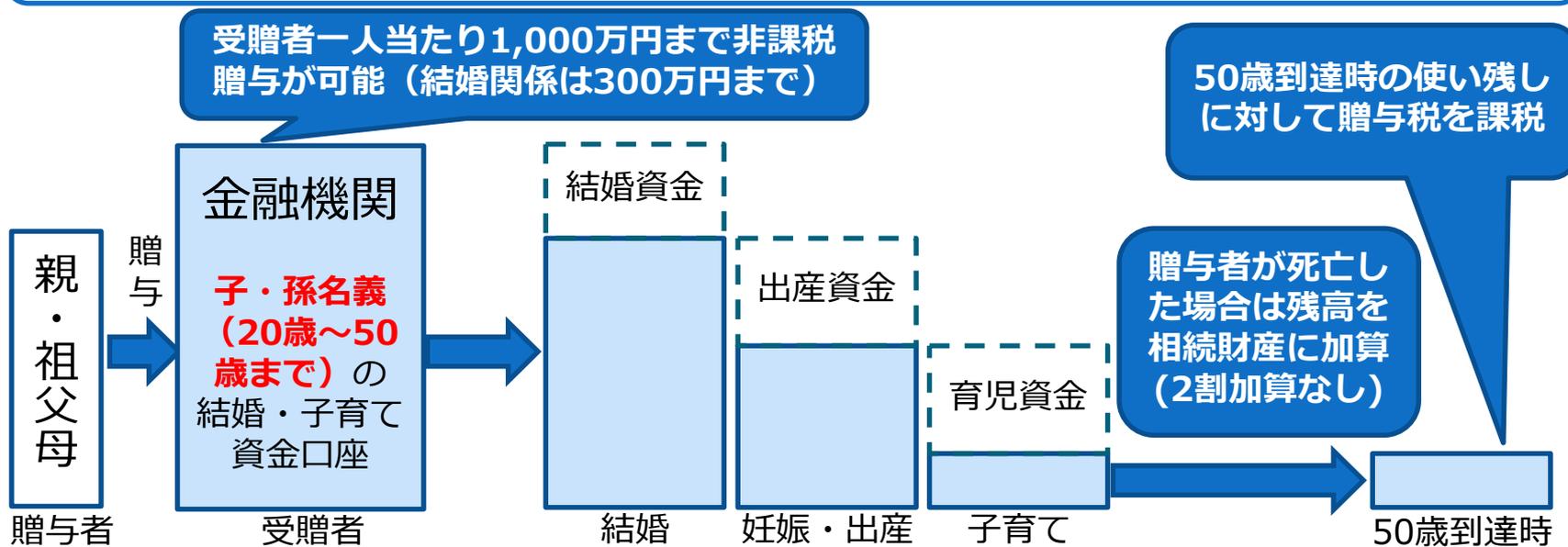


少子化対策を目的として、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について、下記の所得制限を設けた上で、適用期限が**2021年3月31日まで2年間延長**されます。

※本改正は、**2019年4月1日以後により取得する資金等に係る贈与税について適用**されます。

■ 受贈者の所得制限

贈与者が資金を拠出した年の、前年の受贈者の**合計所得金額が1,000万円を超える**場合には、本措置の適用は受けられません。





(1) 資産保有型会社等に該当した場合の取扱い

資産保有型会社等に該当した場合であっても一定のやむを得ない事情がある場合には納税猶予の取消事由に該当しないよう救済措置が設けられた。

現行	改正案	備考
<p>該当した時点で納税猶予の取消事由に該当し、猶予税額及び利子税を納付しなければならない。</p>	<p>一定のやむを得ない事情により該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しない。</p>	<p>適用時期：未定 やむを得ない事情の内容：未定</p>

■ 資産保有型会社等とは

資産保有型会社等とは**総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上**の会社（資産保有型会社）、**総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の割合が75%以上**の会社（資産運用型会社）をいう。該当する会社は、事業承継税制を利用することができない。

(※) 常時使用する従業員（後継者自身と後継者と生計を一にする親族を除く）が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には該当しない。

(2) 手続きの簡素化

非上場会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続きの簡素化を行う。



2-7 民法改正に合わせた、未成年者要件の変更



近年、国政選挙の選挙権年齢が18歳と定められ、18歳19歳を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、民法の改正により**2022年4月1日から成年年齢が従来の20歳から18歳**へと引き下げられます。それに伴い、日常生活や税制における未成年の要件も変更されます。

○日常生活における変化（一例）

18歳に変わるもの	20歳のままのもの
・10年パスポートの取得	・飲酒、タバコ
・ローン契約、アパートの賃貸借契約等の契約	・公営ギャンブル

※女性の婚姻年齢は18歳に引き上げとなります。

○税制における変化

※2022年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与において適用

相続税

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢要件を18歳未満に引き下げ

贈与税（受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる）

相続時精算課税制度（相続時精算課税適用者の特例についても同様）

直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様）



2-8-1 民法(相続関係)の改正に伴う

配偶者居住権等の評価方法、特別寄与料の取扱い

約40年ぶりの民法(相続関係)の大改正で創設された、配偶者居住権(2020年4月1日以後の相続に適用)の評価方法、特別寄与料(2019年7月1日以後の相続に適用)の取扱いが定められました。

▼配偶者居住権とは？

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を終身又は一定期間、無償で使用する権利

▼配偶者居住権の評価方法

配偶者居住権が設定された建物(居住建物)とその敷地は、居住権と所有権をわけて評価します。

① 配偶者居住権

建物の時価 \textcircled{A} - \textcircled{A} × $\frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}}$ × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利原価率

- ・ 残存耐用年数 = 所得税法に定める法定耐用年数(住宅用)の1.5倍 - 築後耐用年数
- ・ 存続年数 = 終身の場合は配偶者の平均余命、その他は定められた年数(配偶者の平均余命を上限)
- ・ 残存耐用年数 - 存続年数がマイナスの場合はゼロとする

② 居住建物の所有権 $\textcircled{A} - \textcircled{1}$

③ 居住建物の敷地利用権 $\text{土地等の時価}\textcircled{B} - \textcircled{B} \times \text{存続年数}$ に応じた民法の法定利率による複利原価率

④ 居住建物の敷地所有権等 $\textcircled{B} - \textcircled{3}$

▼特別寄与料とは？

相続人以外の被相続人の親族(特別寄与者)が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、相続人に対して請求できる一定の金銭

▼特別寄与料の取扱い

- ・ 特別寄与者 特別寄与料を遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。
- ・ 相続人 支払うべき特別寄与料は相続税の課税価格から控除されます。



2-8-2 民法(相続関係)の改正に伴る

配偶者居住権等の評価方法、特別寄与料の取扱い

【参考】民法（相続関係）の主な改正内容

	概要
配偶者の居住権を保護するための方策	<p>①配偶者短期居住権（相続から最低6か月は配偶者の居住が保護される。）（2020年4月1日～）</p> <p>②配偶者居住権（2020年4月1日～）</p>
遺産分割に関する見直し等	<p>①配偶者保護のための方策（戻し免除の意思表示の推定規定）（2019年7月1日～） 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方の配偶者が他方の配偶者にその居住用建物等を遺贈又は贈与した場合、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の価額を特別受益（遺産の先渡し）として取り扱わなくてよいことにする。</p> <p>②遺産分割前の払戻し制度の創設等（2019年7月1日～） ・家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策 単独で払戻しをすることができる額（金融機関ごと上限150万円） ＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（払戻しを求める共同相続人の法定相続分） ・家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策</p> <p>③遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲（2019年7月1日～）</p>
遺言制度に関する見直し	<p>①自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日～） 自筆証書遺言に添付する財産目録について、自署でなくてもよいものとする。</p> <p>②遺言執行者の権限の明確化等（2019年7月1日～）</p> <p>③遺言の法務局預かりサービス（2020年7月10日～）</p>
遺留分制度に関する見直し	<p>①遺留分減殺請求権の金銭債権化（2019年7月1日～） 遺留分に関する権利の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることにする。</p> <p>②遺留分の算定方法の見直し（2019年7月1日～） 遺留分や遺留分侵害額を求める計算式を明文化。相続人への贈与について、相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分算定のための財産の価額に算入する。</p>
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	<p>相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、一定要件の下、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できるようにする。（2019年7月1日～）</p>



第3章 法人課税

第4章 消費課税

3-1-1 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(大企業)



総額型については、試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から、**控除率が見直されます**。
 また、高水準の研究開発投資を行っている企業の**控除率が割り増し**されるとともに、高水準型が総額型に統合されることとなりました。
 研究開発を行う一定のベンチャー企業については、利益に比べ試験研究費が多額であっても控除を受けられるよう、**控除上限が引き上げ**られます。

		改正前	改正後
総額型	税額控除率	① 要件：増減試験研究費割合 > 5% 算式：9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 ※上限：14%	要件：増減試験研究費割合 > 8% 算式： 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 ※上限：14% (上乘せ分を含む) ※②
		② 要件：増減試験研究費割合 ≤ 5% 算式：9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1 ※下限：6%	要件：増減試験研究費割合 ≤ 8% 算式： 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175 ※下限：6%
		・当該事業年度が設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額が0である場合・・・控除率：8.5%	
	上乘せ※①	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：上記原則算式 × 控除割増率 ※控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 ※控除割増率の上限：10%	
	控除税額上限	原則 算式：法人税額 × 25%	算式：法人税額 × 25% ※「研究開発を行う一定のベンチャー企業 ※③」の場合 法人税額 × 40%
上乘せ※① 要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%		要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%	
高水準型	控除税額上限 要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%	

選択適用

※① 2年間の時限措置。
 ※② 2年間の時限措置。終了後は10%

※③ 「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)をいいます。

3-1-2 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(中小企業者等)



中小企業技術基盤強化税制については、総額型に合わせる形で**控除率の要件及び算式が見直されます**。
また、総額型と同様、高水準の研究開発投資を行っている企業の**控除率が割り増し**されるとともに、高水準型が統合されることとなりました。

		改正前	改正後
中小企業技術基盤強化税制	税額控除率	① ・要件：増減試験研究費割合 > 5% ・算式：12% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 ※上限：17%	※① ・要件：増減試験研究費割合 > 8% ・算式：12% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 ※上限：17% (上乘せ分を含む)
		② ・要件：増減試験研究費割合 ≤ 5% ・算式：12%一律	・要件：増減試験研究費割合 ≤ 8% ・算式：12%一律
	上乘せ※①	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：上記原則算式 × 控除割増率 ※控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 ※控除割増率の上限：10%	・要件： 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式： 上記原則算式 × 控除割増率 ※控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 ※控除割増率の上限：10%
	控除税額上限	原則 ・算式：法人税額 × 25%	・算式：法人税額 × 25%
	上乘せ※①	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%
高水準型	控除税額上限	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%

選択適用

※① 2年間の時限措置。



3-1-3 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(オープンイノベーション型)



オープンイノベーション型については、対象範囲が拡充されるとともに、**控除率が見直されます**。
また、**控除税額の上限が引き上げ**られることとなりました。

●特別試験研究費及び税額控除率 ※赤字が改正項目

対象となる研究	対象機関等	税額控除率	
共同試験研究	・特別研究機関等 ・大学等 ※③	30%	
	・民間企業、民間研究所、公設試験研究所等 ・技術研究組合	20%	
	研究開発型ベンチャー企業 ※①	25%	
委託試験研究	・特別研究機関等 ・大学等	30%	
	・中小企業者 ・公益法人、地方公共団体、独立行政法人等	20%	
	一定の要件を満たす企業間の委託研究※②	企業	20%
		研究開発型ベンチャー企業 ※①	25%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	
その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究	・希少疾病用医薬品等 ・ 特定用途医薬品等	20%	

※① 研究開発型ベンチャー企業

産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部または一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

※② 一定の要件を満たす企業間の委託研究

※一部省略
①受託者の委託に基づき行う業務が、その受託者において試験研究に該当するものであること。

②委託に係る委任契約等において、委託して行う試験研究の目的とする成果をその契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

③委託して行う試験研究が、委託法人の基礎研究若しくは応用研究、又は受託者の知的財産権等を利用するものであること。

④委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

※③ 大学等との共同研究費用について

特別試験研究費のうち、大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化することとされました。

●控除税額上限

	改正前	改正後
控除税額上限	法人税額 × 5%	法人税額 × 10%

●その他の改正

新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行うこととされました。



3-2-1 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例延長



中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額に対する税率を**15%**（本則：19%）とする特例措置が**2021年3月31日まで延長**されることになりました。

【法人税の税率】

	～2019年3月31日 開始事業年度		2019年4月1日～2021年3月31日 開始事業年度	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
大法人 (資本金1億円超)	23.2%		23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下)	23.2%	19% (特例15%)	23.2%	19% (特例15%)



3-2-2 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長



中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置について、適用要件を一部見直した上で、適用期限が2年延長されました。また、所得税についても同様の改正が行われます。

各種税制名	適用期間	見直し	選択適用	対象資産
中小企業 経営強化税制	2019年4月1日 ～ 2021年3月31日	働き方改革に資する 設備も適用対象である ことを明確化する	特別償却（即時償却） または 税額控除（7% or 10%）	建物附属設備、工具、 器具備品、機械装置、 ソフトウェア
中小企業 投資促進税制		-	特別償却（30%） または 税額控除（7%）	機械装置、工具、 ソフトウェア、 貨物自動車、内航船舶
商業等活性化税制 (商業・サービス業・農林水産業)		適用要件に 「収益力向上要件」が追加される (※)	特別償却（30%） または 税額控除（7%）	建物附属設備、器具備品

※「収益力向上要件」とは一定の経営改善により売上又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることをいいます。

3-3 中小企業向けの各租税特別措置等における みなし大企業の範囲の見直し



中小企業向け優遇税制は、大企業に比べて体力の少ない中小企業者の経営を税制面で後押しする制度であるため、**大企業**とともに**大企業の子会社も「みなし大企業」として優遇税制の対象外**としているが、**大企業の孫会社**は優遇税制の対象となっていた。今回の税制改正により、大企業が支配する孫会社も「みなし大企業」とし、中小企業向け優遇税制の中小企業者の適用範囲から除外されることとなった。



みなし大企業 (中小企業者は右記以外)	資本金の額等が1億円以下の法人のうち下記株式を 大規模法人 がもつもの ・ 2分の1以上を単一で所有 ・ 3分の2以上を複数で所有
大規模法人	・ 資本金の額等が1億円超の法人 ・ 資本金のない従業員1,000名超の法人
今回追加の大規模法人要件	① 大法人 の100%子会社 ② 100%グループ内の複数の 大法人 に発行済株式等の全部を保有される法人
大法人	・ 資本金の額が5億円以上の法人 ・ 相互会社など
中小企業向け 主な優遇規定	・ 中小企業投資促進税制 ・ 30万円の少額減価償却資産損金算入 ・ 研究開発税制 ・ 所得拡大促進税制など
適用時期	具体的な記載はなし



3-4 地方法人課税における新たな偏在是正措置



法人事業税（所得割及び収入割に限る）の標準税率が以下の通りとなります。

※2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

主な税率区分	課税所得	＜所得割及び収入割＞		＜創設＞
		法人事業税		特別法人事業税 (仮称)
		現行	改正案	
資本金等1億円超 の普通法人	年400万円以下	1.9%	0.4%	所得割額×260%
	年400万円超 800万円以下	2.7%	0.7%	
	年800万円超	3.6%	1.0%	
資本金等1億円以下 の普通法人	年400万円以下	5.0%	3.5%	所得割額×37%
	年400万円超 800万円以下	7.3%	5.3%	
	年800万円超	9.6%	7.0%	
特別法人	年400万円以下	5.0%	3.5%	所得割額×34.5%
	年400万円超	6.6%	4.9%	
	(特定の協同組合等で年10億円超	7.9%	5.7%)	
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1.0%	所得割額×30%

※なお、事業年度終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、かつ、
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人には、所得金額の3段階区分による軽減税率の適用はございません。

また、資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準課税の1.7倍（現行1.2倍）に引き上げられます。



3-5 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設



特別法人事業税（仮称）

2019年10月の消費税率10%段階で復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、**特別法人事業税(国税)**が創設されました。特別法人事業税は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用し、都道府県に対し法人事業税と併せて申告納付します。

会社区分	特別法人事業税（仮称）税率
資本金1億円超の普通法人 （外形標準課税適用法人）	事業税額（所得割）の 260%
資本金1億円以下の普通法人等	事業税額（所得割）の 37%
特別法人	事業税額（所得割）の 34.5%
収入金額課税適用法人	事業税額（収入割）の 30%

特別法人事業譲与税（仮称）

国税である特別法人事業税の税収は、全額を**特別法人事業譲与税**として都道府県に譲与します。譲与は2020年度から都道府県の人口を基準として行われ、不交付団体に譲与制限の仕組みを設けます。



3-6 法人税法における仮想通貨の評価方法の見直し

仮想通貨について、会計上の取扱いが公表されたことに伴い、法人税法においても仮想通貨の評価方法が以下の通り定められました。

※2019年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

期末評価の方法	活発な市場がある場合	【時価評価】 期末時点における時価評価金額を帳簿価額とする
	活発な市場がない場合	【原価法】 取得価額を帳簿価額とする ※今回の大綱においては言及なし
譲渡時の損益認識	計上時期	譲渡に係る 契約をした日 の属する事業年度に計上 ※事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして評価損益を計上
	譲渡原価の算出方法	【移動平均法または総平均法による原価法】 法定算出方法は移動平均法による原価法

※なお、2019年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度について、会計上、仮想通貨を時価評価していない場合には、上記の評価方法等を適用しないことができる経過措置が設けられます。



4-1-1 自動車税の見直し



消費税率10%引き上げに伴い、2019年10月1日以後に新車登録を受けた自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く）について、自動車税が見直されます。

【自動車税】 総排気量別に下記の通り税額が見直されます。

総排気量	改正前	改正後	減税額
1,000cc 以下	29,500円	25,000円	△4,500円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	△4,000円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	△3,500円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	△1,500円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	△1,000円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円	△1,000円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円	△1,000円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円	△1,000円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円	△1,000円
6,000cc 超	111,000円	110,000円	△1,000円



4-1-2 自動車取得税の見直しと廃止、環境性能割の導入



排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対する特例措置（自動車取得税のエコカー減税）が見直されます。

消費税率10%引き上げに伴い、2019年9月30日で自動車取得税が廃止され、2019年10月1日より環境性能割が導入されます。

【自動車取得税】 下図の通り減税割合が変更された上で、適用期限が6カ月延長され、その後廃止となります。

対象車		現行	2019.4.1~2019.9.30
電気自動車等（※1）		非課税	非課税
2020年度 燃費基準	+40%達成		
	+30%達成	△80%	△50%
	+20%達成	△60%	△50%
	+10%達成	△40%	△25%
	達成	△20%	△20%

**消費税率10%
引き上げに伴い
廃止**

【環境性能割】 自動車取得税が廃止後に、新たに環境性能割が導入されます。

対象車		乗用車	軽自動車	対象車		乗用車	軽自動車
電気自動車等（※1）		非課税	非課税	2015年度 燃費基準	+10%達成	3%	2%
2020年度 燃費基準	+20%達成				上記以外		
	+10%達成	1%					
	達成	2%	1%				

※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。

(注) バス・トラックについては別途基準があります。



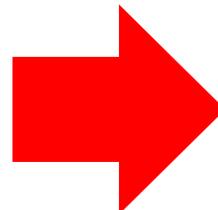
4-1-3 自動車重量税等のエコカー減税の見直しと延長



排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対する特例措置（自動車重量税のエコカー減税）が見直されます。

【自動車重量税】 下図の通り減税割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

対象車		現行		2019.5.1~2021.4.30			
車検		1回目	2回目	1回目	2回目		
電気自動車等（※1）		免税	免税	免税	免税		
2020年度 燃費基準	+90%達成						
	+50%達成						
	+40%達成					△50%	
	+20%達成						△75%
	+10%達成						△50%
	達成	△25%					



- ※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。
 - ※2 ガソリン車への配慮から経過措置が設けられ、ガソリン車（ハイブリッド車及び軽自動車を除く）には、新車新規車検時に限り、本則税率を適用します。
- (注) **バス・トラックについては別途基準があります。**



4-1-4 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の見直し



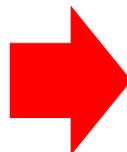
燃費性能等が優れた自動車の自動車税及び軽自動車税の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）が見直されます。

(1) 自動車税 下図の通り軽課割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

<現行>

【取得期間】2019.4.1～2021.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2019年度、2020年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※1）	△75%
2020年度燃費基準+30%以上達成車	
2020年度燃費基準+10%以上達成車	△50%



<改正後>

【取得期間】2021.4.1～2023.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2021年度、2022年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※1）	△75%
上記以外の車両	-

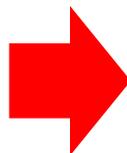
※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。

(2) 軽自動車税 下図の通り軽課割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

<現行>

【取得期間】2019.4.1～2021.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2019年度、2020年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※2）	△75%
2020年度燃費基準+30%以上達成車	△50%
2020年度燃費基準+10%以上達成車	△25%



<改正後>

【取得期間】2021.4.1～2023.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2021年度、2022年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※2）	△75%
上記以外の車両	-

※2 電気自動車、天然ガス自動車が該当します。



4-2 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

新設!



〈施策の背景〉

外国人旅行者への販売機会を増やすために、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズが高まっている。

さらに多数の外国人旅行者の参加が見込まれる、「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の開催を目前に控えており、事業者がイベント等に出店する場合に免税販売を可能とする環境の整備が喫緊の課題となっている。

→**地域の特産品等の販売機会の増加**と、**外国人旅行者の消費額のより一層の拡大**と、**地方を含めた免税店数の更なる増加**を図るための施策が必要。



既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、**7月以内の期間を定めて**臨時免税店を設置する場合において、あらかじめその承認を受けているときは、**届出により免税販売を可能**とする「**臨時免税店制度**」が新たに創設されます。
(承認を受けるための申請は2019年5月1日から受付が開始され、出店は2019年7月1日から可能になります。)

臨時免税店の設置に係る事前承認

既に消費税免税店の許可を受けている事業者

申請

納税地所轄税務署

税務署

承認



臨時免税店の届出（出店時）

納税地所轄税務署

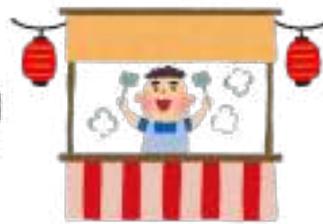


届出
(出店の前日まで)

既に消費税免税店の許可を受けている事業者



出店
(期間は7月以内)





4-3 金地金等の密輸に対応するための

新設!

消費税における仕入税額控除の見直し

国内における金などの販売・仕入は、いずれも消費税が課税される取引です。海外で金を購入した場合には、輸入する際に、消費税を納付することになります。しかし、適正に税関申告せず、消費税分を儲けようとする密輸が後をたちません。その防止策として、新たに仕入税額控除が見直しされることになりました。

- ①2019年4月以降、**密輸品と知りながら行った課税仕入れ**について、仕入税額控除制度の適用は認められません。
- ②2019年10月以降、金又は白金の地金の課税仕入れについて、**本人確認書類の写しの保存**がなければ、仕入税額控除の適用は認められません。

●金地金密輸のスキーム図





第5章 納税環境の整備

5-1 マイナンバーの効率的な運用

個人番号又は法人番号が付された証券口座にかかる顧客情報を税務上効率的に利用できるよう次の措置が講じられます。

①証券口座等を管理する金融機関は、証券口座に係る顧客の情報を**番号により検索することができる状態で管理しなければならない。**

②振替機関は、①と同様の管理をしなければならないとともに、**調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)**から証券口座に係る顧客の情報の提供を求められたときは、**これらの情報を提供するものとする。**

制度開始
2016年1月1日

従来の告知期限
2019年1月1日

延長後の期限
2021年12月31日

2020年4月1日
より施行



証券会社の既存口座の
マイナンバーの取得状況は
41.4%(2018年6月末)

2016年1月1日より前の**証券口座の開設にかかるマイナンバー告知期限が3年間延長**されます。
※2016年1月1日以降の証券口座開設についてはマイナンバーの提供が必須。



1.改正の概要

国税庁等の職員が、事業者等に対して、国税に関する調査に関して参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることが、**法令上明確化**されます。

所轄国税局長は、**次の要件の全てを満たす場合**には、事業者等に、**特定取引者(事業者等との取引を行う不特定の者等)**の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができるとされます。

- ①**特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合**
- ②**この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合**
 - ・多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ・特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ・不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

国税当局



協力要請



事業者等



帳簿書類等の報告



2.適用時期

事業者等は税務署からの報告の求めに対して、拒否又は虚偽報告等を行った場合には、国税通則法に規定する検査拒否等の場合と同様の罰則が適用されます。

2020年1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用されます。